

京都市立学校体育館等空調整備計画策定支援業務委託に関する
公募型プロポーザル

評価要領

1 評価基準

評価の項目、配点及び基準は、別表による。

2 評価の方法

- (1) 「京都市立学校体育館等空調整備計画策定支援業務委託に関する公募型プロポーザル募集要領」に基づき参加資格を有すると認められた者（以下「参加有資格者」という。）を対象に、本業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査する。
- (2) 選定委員会は、参加有資格者から提出された技術提案書について書類審査を行う。
- (3) 選定委員会は、評価項目ごとに各委員の評価点を平均した値を合計して、参加有資格者の評価点を算出し、その総合得点が最高得点の参加有資格者を受託候補者として選定する。
- (4) 前号に基づき評価点を算出した結果、その総合得点が同点の者が2者以上いる場合は、その順位は選定委員会の審議によるものとする。
- (5) 評価点が配点合計の50%に満たない場合は、失格とする。
- (6) 応募者が1者の場合でも審査・選定を行う。

3 同種業務

同種業務とは、過去10年間に国又は地方公共団体において、学校体育館空調設備又は学校体育館施設整備に係る調査又は支援業務を行った実績（応募時点で実施中のもの含む）とする。ただし、下請け契約は除く。

4 審査の日程等

令和7年4月（予定）